

全員協議会説明資料

(令和6年3月13日)

(協議案件)

- ④ エネルギー地産地消事業におけるノンファーム接続の見通しについて

産業経済課経済グループ

1 令和5年度の発電・蓄電設備の運営状況

令和4年度に全ての設備工事が完了し、現在、町内5カ所に設置されている発電・蓄電設備をエネルギーマネジメントシステム（以下、「EMS」という。）や監視カメラ等を活用した管理と、現地での作業等により施設の管理と発電・蓄電を実施しています。

- ・管理主体：エネルギー・防災産業創造コンソーシアム
- ・代表組合員：株式会社JERA
- ・役割：全体統括、施設の維持管理、EMSによる発電量・蓄電量の計画策定及び管理、施設故障時の対応、自己託送に向けた支援等
- ・組合員：株式会社sonraku
- ・役割：木質バイオマス発電機での発電、施設の維持管理等

2 ノンファーム型接続による複数施設間での自己託送について

(1) ノンファーム型接続について

ノンファーム型接続とは、送電線などの送変電設備（送配電ネットワーク）の空いている容量を活用し、新しい電源をつなぐ方法です。ノンファーム型接続を活用する際には、送変電設備の事故や故障などが無い平常時であっても、出力制限が実施されることが前提です。

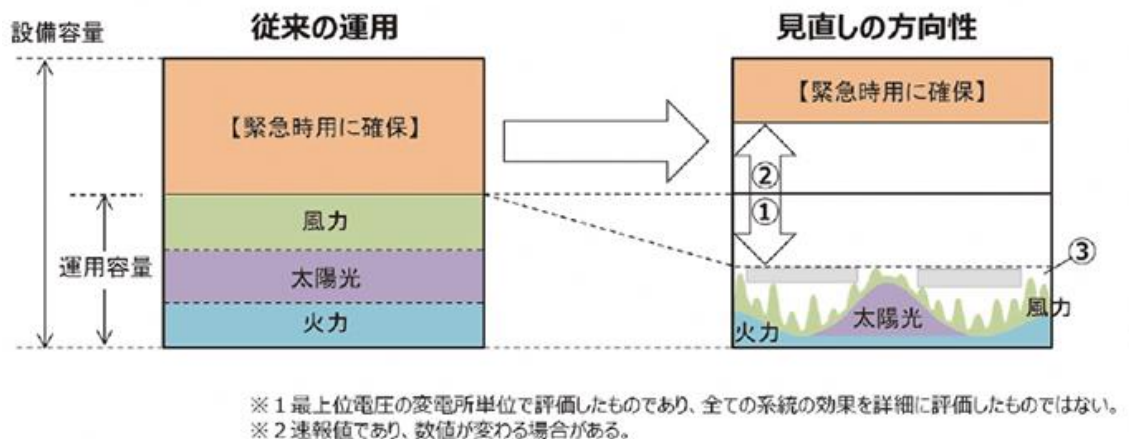


図1 ノンファーム型接続の送電線運用変更点の概念図

出典元：資源エネルギー庁HP

(2) 自己託送について

自己託送とは、自家用発電設備を設置する者が、当該自家用発電設備（太陽光発電や木質バイオマス発電機等）を用いて発電した電気を、一般送配電事業者

(北海道の場合は北海道電力ネットワーク(株))が維持運用する送配電ネットワークを利用して、発電設備とは別の場所にある自らの施設に送電することです。その際に、自己託送を利用する者は一般送配電事業者に託送料金を払う必要があります。

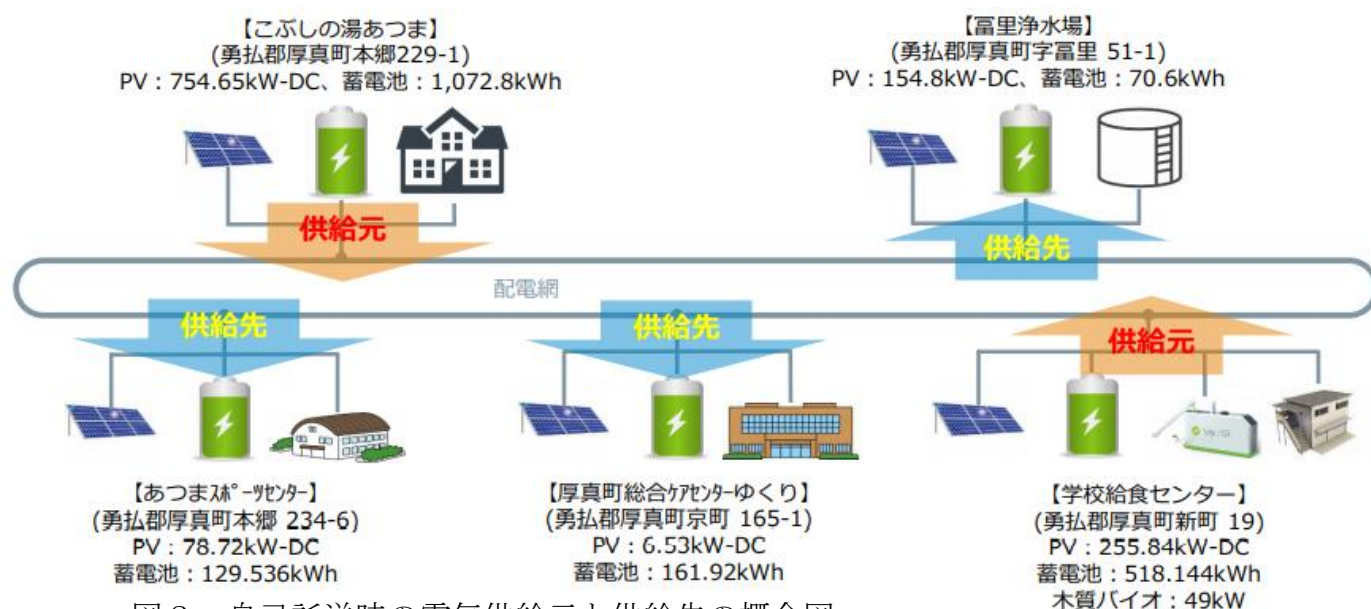


図2 自己託送時の電気供給元と供給先の概念図

3 今後のスケジュール (予定)

(1) 工程の概要

- 3月 北海道電力ネットワーク(株)(以下、「北電NW」という。)へ、契約申込
- 4～9月 北電NWによる現場調査及び技術検討
- 7～10月 システム会社によるEMSの改造、厚真町発電設備等の一部改変
- 11～2月 EMSおよび設備の改変が終了し北電NWからの承認を受け次第自己託送を順次開始

(2) 必要な予算(見込み)及び対応

- ・北電NWへの負担金等：300千円
- ・EMS及び設備改変に係る費用：11,000千円
- ※金額については詳細な検討の後確定
- ・必要な設備と金額が確定次第、補正予算を計上予定
- ・財源としてエネルギー地産地消事業基金を活用することを検討